

川越市議会議員政治倫理条例（案）に対する意見募集の概要と結果

1 意見募集の実施概要

- (1) 募集期間 令和4年12月1日（木）～令和4年12月21日（水）
- (2) 募集対象 ①市内に在住・在勤・在学する方
②市内に事業所や事業所を有する個人・法人その他の団体
- (3) 閲覧方法 ①市ホームページからの閲覧
②紙による閲覧（川越市役所6階議会事務局）
- (4) 提出方法 ①直接持参
②郵送
③FAX
④市ホームページからの電子申請

2 意見募集の結果

- (1) 意見提出者数 2名
- (2) 意見数 6件

3. 意見の概要及び意見に対する市議会の考え方

| No. | 関連条項 | 意見の概要 | 意見に対する市議会の考え方 |
|-----|--------|--|--|
| 1 | 第2条 | 議員が政治倫理基準に違反しているとの疑いがもたれた場合どのような対応をとるのか。 | 議員自らの責任において説明を行い、疑いを払拭する必要があります。 |
| 2 | 第3条 | 当条例は、議員自身の政治倫理を規定するものである以上、市民の責務を規定するのはおかしいので削除すべきである。 | 議員活動は市民の理解と協力が不可欠であること、当条例では市民も審査の請求ができることを踏まえ、市政への積極的な参加と不正な働きかけを行わないことの2点を市民の責務として規定しております。 |
| 3 | 第4条第9条 | 宣誓書の提出を拒否した議員がハラスメント行為を行った場合の対応は。 | 宣誓書の提出の有無に関わらず、第9条の審査の請求等に規定する手続きに基づいて対応します。 |
| 4 | 第10条 | 議員がハラスメント行為を行った場合、その証拠をどのように判断して認定するのか。 | 第10条に規定する川越市議会議員政治倫理審査会において、関係者の事情聴取や審査の請求時に提出した書類等の必要な調査を行った上で、政治倫理基準等に関する規定に違反する行為の存否を認定します。 |
| 5 | 第13条 | 議員がハラスメント行為を行った場合、議長は出席停止の措置を行うのか。 | 出席停止は懲罰の一つで、懲罰の動議が議会に提出され本会議で可決された際に、議長が対象議員に命じます。したがって、対象の議員がハラスメント行為を行ったということのみをもって、議長が出席停止の措置を行うことはありません。 |
| 6 | 第15条 | ある議員の行為が政治倫理基準に違反していると審査会が判断したものの、議員が従わない場合、議会はどのような対応をとるのか。 | 議長が会派を代表する者の意見を聞いたうえで、議会としての何らかの措置（対応を促す注意、催告、市ホームページで一連の経過の公表など）を講ずることになります。 |